国民健康保険・後期高齢者医療に加入の皆さんへ

70歳以上の人の高額療養費自己負担限度額が変わります

問 保険年金課

高額療養費制度は、1か月の医療費が高額になり、決められた自己負担限度額を超えた場合、限度額以上に支払った部分を払い戻す制度です。

※1 世帯収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含みます。
※2 医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算します。
※3 過去12か月以内で上限額に3回以上達した場合、4回目から「多数回」に該当し、上限額が下がります。

適用区分		7月まで 外来（個人ごと）	7月まで 外来＋入院（世帯ごと）	8月から 外来（個人ごと）	8月から 外来＋入院（世帯ごと）
現役並み	課税所得145万円以上の人	44,400円	80,100円（※2）（44,000円 ※3）	**57,600円**	80,100円（※1）（44,000円 ※2）
一般	課税所得145万円未満の人（※1）	12,000円	44,400円	**14,000円**（年間上限144,000円）	**57,600円**（44,000円 ※2）
住民税非課税	Ⅱ住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
	Ⅰ住民税非課税世帯（年金収入80万円以下など）		15,000円		15,000円

8月診療分から、70歳以上の人の限度額が左上の表のとおり変わります。

限度額適用認定証の交付申請

入院や通院で毎月の医療費が高額になる場合、あらかじめ「限度額適用認定証（認定証）」などを提示すれば、窓口での自己負担額の支払いを一定限度にとどめることができます（ただし、保険適用外の部分は自己負担が必要です）。

認定証の交付を受けるためには申請が必要です。

▼限度額

病院に支払う自己負担額（月当たり）には上限が決められています。上限額は年齢や世帯の所得に応じて異なります。

▼認定証の交付の対象

70歳以上の住民税非課税世帯の人、70歳未満の人

▼手続方法

印鑑・保険証を持って、市保険年金課、支所、各出張所で申請してください。

▼すでに認定証をお持ちの人

（認定証の更新について）

現在お持ちの認定証の有効期限は、原則7月31日までです。8月以降の更新に必要な手続きは次のとおりです。

国民健康保険に加入の人

再度申請が必要です。市保険年金課または支所、各出張所で申請してください。

後期高齢者医療に加入の人

更新手続きは必要ありません。平成29年度も続いて住民税が世帯全員非課税の人には、8月以降の認定証を新年度の保険証に同封して、7月中旬に送付します。

▼限度額を超えて医療費を支払った場合

限度額を超えて支払った医療費は、高額療養費として還付を受けることができます。請求手続きには領収書の原本が必要ですので大切に保管してください（対象者には通知を送付します）。

申請・問い合わせ先 市保険年金課☎30-6112番、FAX22-1398番

国民健康保険 高齢受給者証の更新

市 保険年金課

70歳から74歳の人には、保険証のほかに高齢受給者証を交付しています。

現在お持ちの高齢受給者証の有効期限は、原則7月31日までです。新しい高齢受給者証は7月中旬に送付します。8月になっても新しい高齢受給者証が届かないときは、お問い合わせください。

問い合わせ先 市保険年金課☎30-6112番、FAX22-1398番

後期高齢者医療 保険証を送付

市 保険年金課

8月1日からの新しい保険証を7月中旬に送付します。簡易書留で送付するため、受け取りに受領印が必要です。

現在、後期高齢者医療制度に加入している人の保険証が、びわ色（薄桃色）になります。8月1日以降は、今までの保険証（有効期限が平成29年7月31日になっているもの）は使えません。破棄していただくか、市保険年金課にお返しください。

問い合わせ先 市保険年金課☎30-6112番、FAX22-1398番

後期高齢者医療 保険料額の通知を送付

市 保険料課

平成29年度の1年間の保険料額や支払方法をお知らせする通知書を、7月中旬に送付します。

▼保険料の計算

平成29年度の保険料は、同28年中の所得に基づいて計算します。

▼保険料率

被保険者均等割額 4万5,242円

所得割率 8.94%

年間保険料の上限額 57万円

※保険料率は2年に1度見直しされます。次の見直しは平成30年度です。

▼保険料の支払い方

特別徴収の人（通知書の特別徴収の欄に、金額の記載がある人）は、年金からの引き去りにより保険料をお支払いいただきます。

普通徴収の人（通知書の普通徴収の欄に、金額の記載がある人）は、納付書か口座振替で保険料をお支払いいただきます。

▼普通徴収の人の納付書

通知書と納付書は別々に送付しています。通知書と納付書の到着が前後する場合があります。納付書は年間分を一度に送付します。各納期までに金融機関やコンビニエンスストアなどでお支払いください。

問い合わせ先 市保険料課☎30-6145番、FAX22-1398番、県後期高齢者医療広域連合☎077-522-3013番

彦根市保育士フェア2017

保育士に興味や関心のある人、将来保育士になりたいと思っている人はお越しください。採用情報や各園の保育士と話せるブース、楽しい保育所の遊び体験コーナーなど盛りだくさんです。

日時 7月16日(日) 13:00～16:00
場所 ひこね燦ぱれす（小泉町）多目的ホール
対象 高校生、大学生、保育士資格のある人など
費用 無料 **申込** 不要
問い合わせ先
市幼児課☎23-9597、FAX26-1768

▲昨年行われた保育士フェア

多胎児家庭への対応を学ぶ子育て支援者研修会

〈内容〉多胎児（双子や三つ子など）家庭を支援するために心がけるべき対応などを学びます。**〈日時〉**7月10日(月) ①午前10時～午後0時30分（基礎研修）、②午後1時30分～同3時（実践交流）**〈場所〉**市子どもセンター（日夏町）多目的室**〈対象〉**子育て支援関係者、多胎児家庭の人など**〈定員〉**①50人 ②20人（先着順、どちらかのみの参加も可）**〈費用〉**無料**〈申込期限〉**7月7日(金)**〈申込・問い合わせ先〉**NPO法人ひこね育ちのネットワーク・ラポール☎070-5652-5978番、FAX24-6891番 ※電話またはFAXで申し込んでください。

ひこねエコマーケット「夢畑」出店者・ボランティアスタッフ

〈日時〉7月16日(日) 午前10時～午後2時（雨天時は中止する場合があります）**〈場所〉**大手前第2保存用地および西中横保存用地（金亀町）**〈出店料〉**1ブース500円**〈定員〉**40ブース（先着順）**〈申込期限〉**7月10日(月)（必着）**〈申込・問い合わせ先〉**市生活環境課（〒522-8501 元町4-2）☎30-6116番、FAX27-0395番

※往復はがきの往信の裏面に①住所②氏名③電話番号④出店品目⑤出店者人数⑥搬入に使用する車両ナンバー⑦出店希望日を、返信の表面に①住所②氏名をそれぞれ書いて申し込んでください。 ※ボランティアスタッフについては、直接お問い合わせください。

夏休み日中一時支援事業ボランティア

〈内容〉障害のある子どもの、夏休み日中一時支援事業ボランティアを募集します。支援内容は、参加の子どもの保育や介助などです。**〈期間〉**7月21日(金)～8月27日(日)**〈場所〉**市内、甲良町、豊郷町など ※時間、場所など詳しくはお問い合わせください。**〈対象〉**原則15歳以上で、障害のある子どもの保育に関心と熱意のある人**〈申込期間〉**7月3日(月)～同20日(木)**〈申込・問い合わせ先〉**市障害福祉課☎27-9981番、FAX26-1767番、✉shogaifukushi@ma.city.hikone.shiga.jp ※FAX、Eメールには、①氏名②住所③電話番号を書いてください。

ひこね燦ぱれす 子どものものづくり体験教室

〈内容〉①**絵てがみ体験** 墨と絵の具を使って手紙を書きます。②**マグカップ作り** パソコン操作の知識を学びながら、マグカップにデザインを施します。**〈日時〉**①7月22日(土) 午前9時～同11時 ②同29日(土) 午後1時～同4時**〈場所〉**ひこね燦ぱれす（小泉町）**〈対象〉**①小学4～6年生 ②小学5・6年生**〈定員〉**各20人（先着順）**〈費用〉**①100円 ②200円**〈申込開始日〉**7月8日(土) 午前9時～**〈問い合わせ先〉**ひこね燦ぱれす☎26-7272番、FAX26-7377番（月曜日は休館） ※直接窓口で申し込んでください。

"夏"よっておいでよ 元気っ子

〈内容〉歌を歌ったり、手作りおもちゃでゲームなどをしたりします。**〈日時〉**7月22日(土) 午前9時30分～同11時30分**〈場所〉**南地区公民館（甘呂町）**〈対象〉**3～5歳の子どもとその保護者（3歳未満の同伴可）**〈定員〉**50組（先着順）**〈費用〉**100円**〈申込期限〉**7月15日(土)**〈申込・問い合わせ先〉**各小学校区の主任児童委員 ※連絡先は市社会福祉課（☎23-9590番）にお問い合わせください。

シャボン玉であそぼう

〈内容〉大きなシャボン玉を作って遊びましょう。**〈日時〉**7月22日(土) 午後1時30分～同2時30分**〈場所〉**市ふれあいの館（八坂町）**〈対象〉**幼児・小学生（幼児は保護者同伴）**〈定員〉**20人（先着順）**〈費用〉**無料**〈申込期間〉**7月1日(土)～同18日(火)**〈持ち物〉**手拭き用タオル**〈申込・問い合わせ先〉**市ふれあいの館☎25-4452番、FAX47-5088番 ※電話、または直接窓口で申し込んでください。